

公益法人の監督

今回は、公益法人等に対する監督について概説する。

(ポイント)

- 公益法人への監督の基本的な考え方
- 公益法人の監督の種類
- 公益法人の立入検査

1. 公益法人への監督の基本的な考え方

内閣府や都道府県等の行政庁が行う公益法人への監督は、旧来の主務官庁制の裁量的なものではなく、法令で定められた要件に基づく監督を行うことが原則とされている。

2. 公益法人の監督の種類

行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求めたり、その当該公益法人の事務所に立入検査ができることになっている(認定法27)。また、行政庁は公益法人が公益認定の基準に該当しなくなったとき等においては公益法人に対して必要な措置を取るべき旨の勧告または命令することができる(認定法28)。さらに、行政庁は、公益法人が欠格事由(認定法6)のいずれかに該当するに至ったとき、偽りその他不正の手段により公益認定等を受けたとき、正当な理由がなく上記の命令に従わないとき、公益法人から公益認定の取り消しの申請があったときには公益認定を取消すこととなっている(認定法29)。

3. 公益法人の立入検査

公益法人においては公益認定後3年以内に1回、第2回目以降については当該立入検査後3年以内に実施することとなっている。立入検査においては、公益法人の事業状況、財務状況、経理状況等について質問・検査が行われ、必要に応じて説明・指導が行われることになっている。公益法人においては、立入検査に備え規程整備等によるガバナンスの充実、コンプライアンスの遵守、適正な経理体制等を整えておくことが重要になる。

(裏面に続く)



公益法人の監督の考え方

【公益法人制度】各種の要件・基準等を明確に規定

①	法令で明確に決められた要件に基づく監督を行うことを原則とする。
②	法人自治を大前提としつつ、民による公益の増進のため公益法人が新制度に適切に対応できるよう支援する視点を持つ。
③	制度への信頼確保のため必要がある場合は、問題ある公益法人に対し迅速かつ厳正に対処する。
④	公益認定申請等の審査、定期提出書類等の確認、立入検査などあらゆる機会を活用して法人の実態把握に努める。

公益法人の立入検査のポイント

- ①公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において行われる。
- ②公益認定後おおむね3年以内に第1回目の立入検査。その後3年以内間隔で実施。
- ③立入検査でなければ確認困難な事項(公益目的事業の実態等)を中心に重点的に検査
- ④法人運営に責任を持つ理事・監事等からの説明が求められる。
- ⑤適切な法人運営を支援する観点からの説明・助言が行われる。
(「立入検査の考え方」内閣府より抜粋)

(朝日税理士法人 公益法人チーム編集)

シリーズ: 社団・財団法人の実務家のひとこと

<新型コロナウイルスの影響>

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、各地で公益性のあるイベントや講演、試験などの中止が相次いでいる。3月以降の講座、セミナー、シンポジウムなどの中止又は延期とせざるを得ず、公益法人等が本来の事業展開ができない状況が続いている。3月決算の収支への影響も大きい。芸術・文化関係では、全国のオーケストラでは相次ぐ公演の中止や延期で数千万円の損失を見込む楽団が続出、損害は10億円にも上り、「存続の危機」「3カ月で破綻(はたん)」といった悲痛な声があがっている。文化庁からはオーケストラなどの文化団体に数週間の自粛要請が出されたが、国による「命令」でなく、あくまで「要請」で、最終決定の判断は個々の楽団に委ねられている。新型コロナ感染者数も増加の一途で、政府は緊急事態制限発令となった。景気への影響に配慮し一定の経済支援策は公表されたが、人々の文化的な生活維持のため、芸術文化、スポーツなどの公益的な団体への直接の損失補償や経済支援も不可欠と考える。

朝日税理士法人 担当: 木村 匡成 kimura@asahitax.jp

東京都千代田区平河町2-7-4 砂防会館別館A 5階 Tel: 03-3556-6000 Fax: 03-3556-6001

<http://www.asahitax.jp/index.html>

本資料は、社団・財団法人向けの一般的な情報提供を目的としたものです。記載された意見や予測等は作成時点のものであり、正確性、完全性を保証するものではなく、今後予告なく変更されることがあります。事前の了承なく複製または転送等を行わないようお願いします。